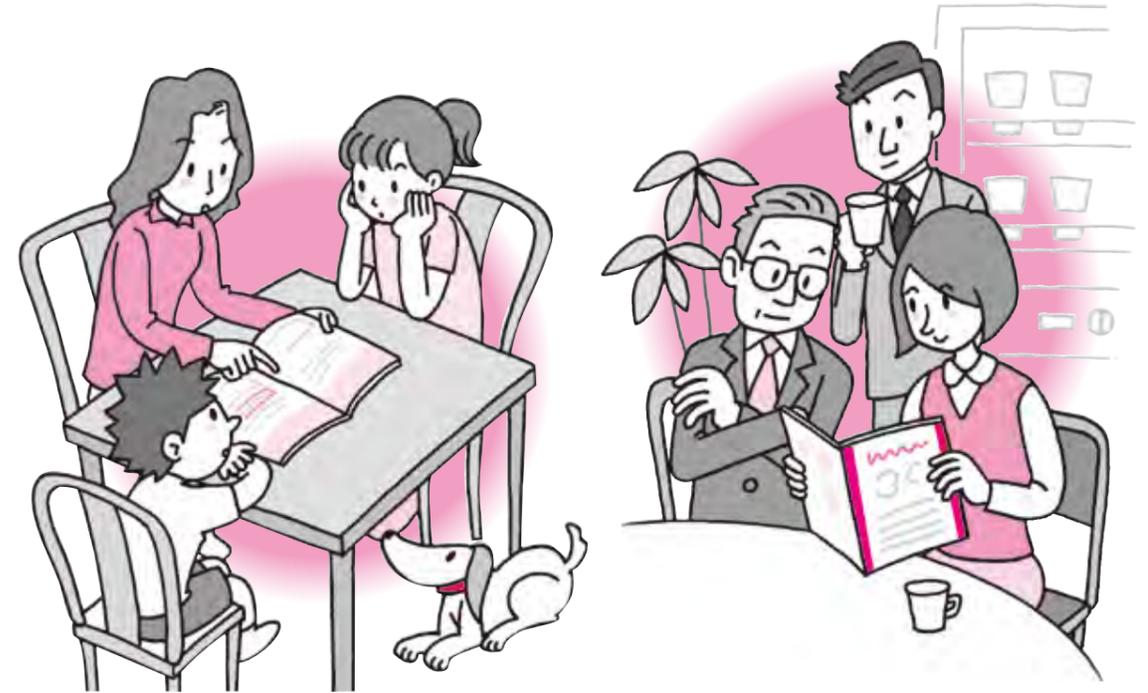


憲法が輝く日本を 職場・地域から憲法を学び、守り、いかそう



くらし・平和の危機が強まっている

「一方的に解雇された」「学費がなくて進学をあきらめた」「老後の生活が心配」一雇用不安が広がり、社会保障も不十分。私たち労働者の生活は苦しくなる一方です。

東日本大震災や福島第一原発事故の被災者の生活再建も遅々として進んでいません。

日本政府は、国民の反対を押し切って、消費税増税や、オスプレイ配備を強行し、原発推進政策やTPPの参加をすすめています。さらに米軍と自衛隊が世界中で戦争できるように「防衛計画大綱」の変更を行いました。

憲法は平和な社会・人権守るよりどころ

日本の主権者は国民です。政府にはすべての国民に「健康で文化的な生活」や「教育を受ける権利」を保障する義務があります。自由や基本的人権は国の都合によって制限されません。日本は武力によらずに平和を維持することを世界に宣言した国です。これは皆、日本国憲法に定められており、私たちの先輩が人権侵害に抗して立ち上がる時の大きな拠り所となってきました。

改憲勢力にだまされない力をつけよう

ところがいま、各党が競って改憲案を発表。2011年10月の臨時国会では、衆参両議院の憲法審査会を始動させるなど改憲の動きが強まっています。

「時代に合わない」「新しい権利が反映されていない」と憲法を変えたいと思っている人もいますが、本当に変えてしまって良いのでしょうか？ 変えなくてはならないのは憲法ではなく、憲法違反の現実です。ここでは憲法のすばらしさや改憲の動きなどを紹介しています。今こそ憲法を守り、生かして安心・安全な社会をつくる第一歩として、職場・地域で憲法学習を進めましょう。

全労連は、憲法をいかして、誰もが安全・安心に暮らし、社会をつくる大運動を提起しています。

憲法をいかして、安全・安心社会をいっしょにつくろう



憲法26条いかして 教育の無償化、 少人数学級を進めよう

いまや日本の高校・大学の授業料は世界一高くなっています。経済的理由で進学できない状況が広がっています。ヨーロッパの主要国では大学まで無償です。今こそ、憲法26条が保障する格差のない、ゆきとどいた教育を実現し、子どもたちが豊かに健やかに育つ日本をつくりましょう。

憲法27・28条を活用し、 労働者の権利を守ろう

大企業は、莫大な内部留保を維持しながら、派遣労働者等の大量解雇、製造業で大リストラを行なっています。また、非正規労働者は1800万人を超え4割近くになり、正規雇用が当たり前、最低賃金の1000円以上など、憲法27条を踏まえた雇用政策こそ必要です。

28条に基づく、労働組合法は、使用者には団体交渉を受ける義務、組合破壊攻撃の禁止など定めています。企業のやりたい放題に歯止めをかけ、労働者のくらしと権利を守りましょう。労働組合を結成してたたかうことが必要です。

憲法9条をいかして、 世界平和実現を

日本は、67年間変わらない「戦争放棄」を謳った9条を持っています。この9条により、戦後67年間一回も戦争に巻き込まれることはありませんでした。世界は軍事同盟中心から非同盟・中立が主流になりつつあります。武力では何も解決できません。平和的な話し合いによる外交こそ、平和世界実現の保障になります。

憲法13条、25条を 活用して 被災者の生活再建を

東日本大震災と原発事故から1年半以上経過しているにもかかわらず、被災地の要求によりそった復興は遅々として遅れています。その最大の責任は、政治にあります。復興予算を生業の再生など被災地の要求にそって使ってこそ13条、25条の理念がいかされます。

憲法25条守って 消費税増税やめ、 社会保障の充実を

今回の「税と社会保障の一体改革」は、社会保障はのきなみ切り捨て、消費税の増税のみが残っています。また、社会保障改革推進法は「自助」「互助」「共助」を打ち出し、憲法25条の理念を投げ捨てる事実上の憲法違反です。増税を見直し、年金、医療、介護など社会保障の充実、国の予算の大半をあてることこそ、安心・安全社会実現の保障につながります。

憲法が支えている私たちのくらしと権利

日本国憲法前文は「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」と国民主権と平和的原則を打ち出しています。私たちのくらしと権利を支える世界でも類がないすぐれた憲法です。

13条 み～んなが幸せに!

誰でも幸せになる権利があります。憲法は国に対し、幸福を追求するために必要な権利は最大限尊重しなさいと命じ、私たちが人間らしく、自分らしく生きることを保障しています。



【第13条】 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

25条 苦しいときは助けてと言っているんだよ

人間らしく生きるには、衣食住が確保され、病気の治療が受けられることが必要です。国は、すべての人が人間らしく暮らせるように生活支援制度や医療制度を整備しなければなりません。



【第25条】 ①すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

28条 力をあわせて要求実現!

28条は、団結権、団体交渉権、団体行動権（ストライキ権）を認めています。世界の憲法の中でも非常に労働者に手厚い憲法となっています。



【第28条】 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

14条 差別はダメ

14条はあらゆる差別を禁止しています。憲法制定後も日本の労働現場では女性に対する差別が公然と存在しています。採用・賃金・定年・昇格など多岐にわたり、多くの女性がこれらの差別とたたかい、一つ一つ打ち破ってきました。

【第14条】 ①すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
②華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
③栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

27条 “働”って素晴らしい!

27条は1項で「すべての国民が勤労の権利を持つ」としており、人たるに値する雇用の保障を国に要求する権利を意味し、適職が見つかるまでの（失業中の）生活保障や、国・自治体による雇用の創出を求める権利を含んでいます。



【第27条】 ①すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
②賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
③児童は、これを酷使してはならない。

12条 使わなきゃ、さびる! なくなっちゃう!

これだけ先進的な憲法を持っている日本ですが、実際の人権保障は私たちの運動にかかっています。財界・大企業は利益を確保するため、労働基準の引き下げを絶えずねらっています。生存権の具体化としての生活保護基準の引き上げを勝ち取った朝日訴訟など、権利を守るたたかいが日常的に必要です。

【第12条】 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

戦後初の総選挙で選ばれた議員が審議を重ね作り上げた日本国憲法!

1946年日本政府が作成した憲法草案は、天皇主権を変えず、軍国主義の除去、民主主義の強化、基本的人権の確立といったポツダム宣言違反だと連合国最高司令部（GHQ）に拒否されました。変わってGHQが草案をまとめますが、鈴木安蔵を中心とする憲法研究会の草案を参考にしています。国会審議で、国民主権が明記されるとともに25条（生存権）、二院制などを補強した日本国憲法は、圧倒的多数の国民に支持されました。

ところがアメリカは、憲法施行の翌年から日本の再軍備と9条を変えるよう要求。最近の改憲の動きもアメリカの「9条変える」の要求が背景です。改憲こそアメリカの押しつけとなっています。

「押しつけられた」と宣伝しているのは、「国民主権」や「平和主義」が気に入らないからです。「9条」を廃棄して、戦前のように天皇を元首として軍隊を持ち、アメリカと一緒に戦争ができる国にしたいからです。

光輝く世界の宝、日本国憲法

憲法は国民から政府への命令書

憲法は、国民の政府に対する命令書であり、「国民の権利を守れ」「戦争をするな」と国を規制するものです。そのため憲法は、国民に対して様々な自由と権利を保障する一方で、天皇、国務大臣、国会議員、裁判官その他公務員に憲法を守る義務を負わせています（第99条 憲法尊重擁護の義務）。



米法学者が日本国憲法の先進性を評価

米法学者のデービッド・ロー教授らが、世界のすべての憲法188カ国分を分析した結果、日本の憲法が今でも世界の先進モデルであることが明らかになりました。第2次世界大戦後の1946年から2006年まで、国民の権利とその保障の仕組みを項目ごとにデータ化し、国際的な変化が年代別にわかるようにしました。（表参照 例えば、第9位にある「女性の権利」を謳った憲法を持つ国は1946年35%だったのが2006年には91%になっています）

日本の憲法の最大の特徴は、改正されず生き続けてきた長さで、現存する憲法の中で最高齢。支配層の改憲のたくらみを、日本国民が運動ではね返した成果です。内容も、世界で今は主流になった人権の上位19項目までをすべて満たす先進ぶりです。

二度と戦争しないことを誓う～9条は「変えない方がいい」

憲法は、二度と戦争をしないことを定めた9条を持っています。9条は戦後67年日本が戦争することの歯止めとなってきました。この平和主義（戦争放棄）と基本的人権の尊重、国民主権が憲法の3つの柱で、私たちのくらしと平和を守ってきたのです。

2012年4月に実施された朝日新聞の世論調査では、憲法9条については「変えない方がいい」が55%、「変える方がいい」が30%となっており、多くの国民が9条を大切に考えていることがわかります。

世界の憲法 権利ランキング

順位	権利の種類	日本	米国	1946年	1976年	2006年
1	宗教の自由	○	○	81%	88%	97%
2	報道・表現の自由	○	○	87	86	97
3	平等の保障	○	○	71	88	97
4	私有財産権	○	○	81	83	97
5	プライバシー権	○	○	83	81	95
6	不当逮捕・拘束の禁止	○	○	76	79	94
7	集会の権利	○	○	73	75	94
8	団結権	○	×	72	77	93
9	女性の権利	○	×	35	70	91
10	移動の自由	○	×	50	58	88
11	裁判を受ける権利	○	○	68	62	86
12	拷問の禁止	○	○	37	45	84
13	投票権	○	○	63	69	84
14	労働権	○	×	55	67	82
15	教育の権利	○	×	65	65	82
16	違憲立法審査権	○	×	25	51	82
17	濫及(そぎゅう)処罰の禁止	○	○	41	60	80
18	身体的権利	○	×	44	57	79
19	生活権	○	○	33	41	79

朝日新聞 2012年5月3日

【第9条】 ①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

◆憲法は9条で「戦争を放棄し、戦力を持たない」と定めています。

憲法9条を変えるほうがよいと思いますか。変えないほうがよいと思いますか。

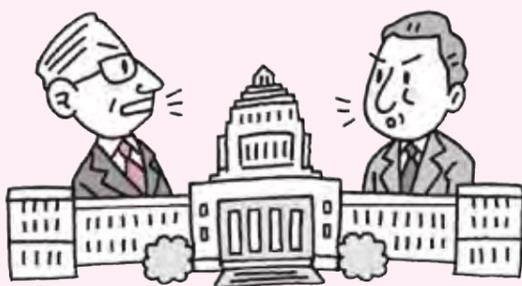
変えるほうがよい 30%

変えないほうがよい 55%

朝日新聞世論調査（2012年4月21、22日実施）

憲法改悪の動き強まる!!

世界の宝、日本国憲法の条文を変える動き、条文を変えず解釈を変える危険な動きが強まっています。



その1) 各党が改憲案を発表

2012年5月の憲法記念日前後に自民党、みんなの党、たちあがれ日本等が、憲法改正案を発表しました。

戦争する国への転換 — 自衛権の保持・集団的自衛権行使の明記 —

自民党改憲案は、天皇について「日本国は…天皇を戴く国家」と国家を代表する権能を与え、国民の天皇制への服属を強いるとともに、「日本国の元首」と国民の上に君臨する存在としています。また、第1章「天皇」で、国旗は日章旗・国歌は君が代と定めています。他の改憲案も「日本国の元首」と、天皇制を中心とする国家主義を掲げています。

また、現行憲法前文の侵略戦争の反省を投げ捨て、平和的生存権を否定した上で、第2章「戦争の放棄」を「安全保障」に変え、戦力不保持規定を削除して自衛権の枠を超えた多国籍軍等への海外派兵も任務とする「国防軍」の創設を掲げています。

基本的人権の制限と統治機構の改変

自民党、たちあがれ日本の改憲案は「国民の責務（義務）」の条項を設け、「公益及び公の秩序に反してはならない」と広範な人権を否定し、国民の活動や結社を制限、表現の自由を規制しています。また、戦前のような「家」による国民生活統制、社会保障の負担を家族に押し付けるため、「互いに助け合わなければならない」等と「家族」の基本原則を規定しています。

また、みんなの党、維新の会は強権政治に陥いるおそれが高い等の問題点がある一院制と首相公選制を掲げています。民自公等の議員でつくる「衆参対等一院制国会議員連盟」は一院制とする改憲案を衆院議長に提出しています。

また、地方自治体については、いずれの改正案も道州制・広域地方自治体を掲げ、国が行うべき行政を地方自治体に押し付け、財政基盤の弱い地方自治体を切り捨てる考えです。

憲法改正条件の緩和 — 時の多数派の思いのままの改正へ —

自民党改憲案は憲法改正条件を、総議員数の過半数と引き下げ、国民投票については「有効投票の過半数」としています。他の改憲案も同様に改正条件の緩和を掲げています。緩和されれば、時の多数派によって容易に思うままの憲法改正が可能になります。

	日本国憲法	自民党	みんなの党	たちあがれ日本
安全保障	戦争の放棄、軍備及び交戦権の否認	国防軍の保持、自衛権（集団的自衛権行使を含む）を保持	自衛権の在り方を明確化	自衛権の保持、集団的自衛権行使を明記
国民の権利	教育を受ける権利・教育の義務、勤労の権利・義務、納税の義務	自由・権利には責任及・義務を負うことを自覚、公益・公の秩序		個人の権利と国家・社会の利益との調整を図る。
地方自治体	地方自治体の本旨に基づいて法律制定	基礎地方自治体及びこれを包括する広域地方自治体	地域主権型道州制（広域の地方公共団体）	基礎的自治体を基本とし、広域自治体が補完・調整する二層制

その2) 開始された国会での改憲論議

動き出した衆参憲法審査会

2007年5月に成立した改憲手続法により国会に設置された憲法審査会は、附則・附帯決議や国民の批判の声もあり始動しませんでした。しかし、民主党の国会運営上の取引材料として、2011年10月の臨時国会から始動されました。そして、衆議院の憲法審査会で、5月から「現行憲法の各条章の検証を行い、論点を抽出し、整理していく」として、毎回1章ごとに、第1章「天皇」、第2章「戦争の放棄」、第3章「国民の権利及び義務」、第4章「国会」に関する検証を行いました。

衆院の憲法審査会では、冒頭に衆議院法制局から議論する章の論点が提示されます。論点の提示後に、各政党から意見表明が行われ、その後自由討論が行われます。そのため、改憲派は改憲論議を進めようとする項目が議論の対象として取り上げられるよう執拗に働きかけています。

一気に改憲案議論の場となる危険性

自民党は憲法審査会に同党の改憲草案の対照表を提出しようとしたが、「現行憲法の『検証』が会議の目的」との批判が相次ぎ、審査会での配布は認められませんでした。しかし、各章ごとの論議を通じて、改憲論議をすすめられる危険性を軽視することはできません。また、政権交代で憲法改正を叫ぶ自民党の安倍総裁が首相になれば、一気に改憲案議論の場、発議の場となる危険性があります。

第2章「戦争の放棄」(9条)に関する「検証」から

衆議院法制局から紹介された論点 — まるで改憲論議にむけた提案 —



- ① 明文改憲をして自衛隊を憲法に位置付けるべきか、国防軍あるいは自衛軍といった戦力を保持する軍隊として明確に位置付けるべきか。
- ② 集団自衛権についても行使することができるようにすべきか。
- ③ 日米安保条約をどのように位置付けるべきか、あるいは、在日米軍基地をどのように考えるべきか。

自由討論で激しいせめぎあい — 各党の意見から —

民主党	2005年に発表した「憲法提言」にもとづき、憲法9条に関する改憲論議を提起。自衛権の行使や国際協力について、歯止めをかけるために改憲を提起。
自民党	9条を改正し、自衛隊を「国防軍」と位置づけ、集団自衛権の行使も認めるとした。「武力行使を伴う国際平和活動に参加できるように」「米軍を駐留させるのは日本の義務。拒むことはできない」などと主張。
公明党	9条に関しては現行政府と同一見解。明文改憲も「加憲」も必要ない。紛争再燃防止のための平和的行為、後方からの人道的支援は憲法内の自衛隊活動であると、PKO5原則の見直しを提起。
日本共産党	「憲法9条は戦争放棄だけでなく、戦力不保持と交戦権の否認まで定めたもので、前文とともに日本国憲法の真髄をなすものだ」と指摘。「米軍駐留は義務というが、それは日米安保条約があるからだ。日米安保に合わせて憲法を変えるのではなく、憲法に照らして日米安保をなくするのが筋だ」と主張。
社民党	9条の改憲に反対。自衛隊は国境警備、災害救助、国際協力などの任務別組織に改編し、非武装の日本をめざす。「条文はいささかも変更してはいけない」と主張

この他、みんなの党は自衛権の在り方の明確化、9条改正が安全保障基本法の制定を目指すべき等と、新党ぎつなは自衛・国際貢献のため軍隊を置くべき等と意見を述べました。

その3) 9条について、条文を変えずにこれまでの政府見解を改める動き(解釈改憲)が一気に強まっています。

問答無用のオスプレイ強行配備 「平和のうちに生存する権利」を侵害

日米両政府は欠陥機である新型輸送機オスプレイの普天間基地への配備を強行。オスプレイは、日米両政府の合意をほごにして、人口密集都市街地上空を低空飛行しています。9月9日の沖縄県民大会で示された県民の総意を無視する民主主義と人権を蹂躪する暴挙であり、国民が平和のうちに暮らす権利をふみにじるものです。



憲法違反の集団的自衛権の行使 新「防衛計画大綱」にもとづく「動的防衛力」を導入

2010年12月、民主党政権は新しい「防衛計画大綱」に、存在自体が抑止の効果をもたらす「基盤的防衛力構想」に変えて、自衛隊をどこにでも迅速に投入する「動的防衛力」を導入しました。

これはアメリカが求めている際限のない軍拡を可能にするもので、戦争する米軍を自衛隊が支援する、憲法違反の集団的自衛権の行使に発展しかねません。

武器輸出三原則の緩和 憲法の平和原則を踏みにじる

政府は2011年12月、憲法の平和原則に基づいて武器や関連技術の輸出を禁止している「武器輸出三原則」を緩和し、平和貢献・国際協力に伴う案件等について、武器(防衛装備品など)の輸出を認めました。憲法の平和原則にもとづく世界に誇るべき日本の立場と役割を投げ捨てるものです。

その4) 憲法を無視し民主主義・人権を踏みにじる動きも

選挙制度改革 民意が反映する選挙制度の実現を

民主主義の基本である参政権の平等を実現するには、「一票の格差」を是正し、国民の民意が平等に反映する選挙制度が必要です。ところが先の国会で、民主党は比例定数を180議席から40議席削減する等の法案を衆院で強行可決しました。単純小選挙区制に限りなく近づけ、民意を国会から極端に遠ざけるものでした。結局、参議院で廃案になりましたが、民意が反映する選挙制度の実現が求められます。

秘密保全部 誰でも対象・重罰、知る権利の侵害

政府は、国家公務員や民間企業の従業員が秘密情報を外部に流出させないためとして、「秘密情報」を重罰主義の徹底で保全する「秘密保全部」を制定しようとしています。対象を「国の安全」だけでなく「外交」「公共安全及び秩序の維持」の分野にまで広げ、罰則も「懲役10年以下」に引き上げるものです。この秘密保全部のほんとうの狙いは、国民やメディアの目をふさぐところにあります。

公務員攻撃 大阪の恐怖・独裁政治と、ルール無視の公務員賃金削減

大阪市の橋本・維新の会による、思想良心の自由を踏みにじる「思想調査」、教育への政治介入に道を開く「教育基本条例」と、公務員を「全体の奉仕者」から「首長の下僕」にする「職員基本条例」制定、さらに「政治活動制限条例」と「労使交渉条例」が強行されています。これらは憲法に保障された思想・良心・表現の自由や団結権を蹂躪するものです。

また、国会で2月に「2012年度から2年間国家公務員の給与を平均7.8%引き下げる」との「賃金引き下げ法」が強行されました。人事院勧告を上回る賃金引き下げは、政府機関による市民であり労働者でもある公務員の基本的な人権の侵害であり、憲法違反です。

できることから始めよう 憲法を学び、守り、いかすとりくみを



1. みんなに声をかけ、学び、知らせましょう。

- 憲法前文、条文を仕事や生活に結びつけ読んでみましょう。
- 職場・地域・家庭でもこのリーフを使い、学び、話しあいましょう。

2. できることから始めましょう。

- 講演会や学習会など多彩なとりくみに参加しましょう。
- 憲法改悪反対の署名を集めましょう。
- 職場・地域で憲法改悪反対の一点で協力・共同する「九条の会」の運動に参加しましょう。

全国各地で広がっています！ 憲法を守る運動

「九条の会」全国に7,528

2004年6月、ノーベル文学賞受賞の大江健三郎氏など9氏が、日本国憲法を守ろうと「9条の会」を発足させアピールを発表しました。

呼びかけに応え、全国各地に今、7,528の「九条の会」がつかられ活動を行っています。また、「首長九条の会」が「被災地に憲法を生かそう」と東北全6県に広がっています。

呼びかけ人はほかに、故井上ひさし氏、梅原猛氏、奥平康弘氏、故小田実氏、故加藤周一氏、澤地久枝氏、鶴見俊輔氏、故三木睦子氏

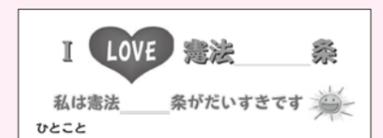
全教「I LOVE 憲法」運動

全教は、いま「I LOVE 憲法」10万人教職員メッセージ運動をすすめています。

一人ひとりの教職員の「私は憲法第〇〇条が大好きです」という声を集める運動です。

この運動をきっかけに職員室や教室で大好きな憲法について語り、職場に憲法のさわやかな風を吹かせます。また、10万人の教職員の願いを集めて国会や政党に届けます。

5月の憲法記念日には「I LOVE 憲法メッセージ集」で、社会的にアピールします。「あなたのメッセージが憲法を守ります」がキャッチコピーです。



大阪 私達の声が届かないのは、選挙制度がおかしいから！

脱原発デモの若者たちがツイッターで

「原発、増税、オスプレイ…選挙制度がおかしいぞ!デモ」が10月8日に大阪市内で行われ、若者らが「削るな民意!」と声をあげました。参加者も中学生から年金者まで多彩。

デモのツイッターには、「原発はいらないと思っても、その民意が届かない選挙制度はおかしい!」「小選挙区制はぜひ廃止したいですね」などの反応が次々寄せられました。

毎週金曜日の関電前デモでビラを受けとって参加した女性は、「供託金制度もおかしいと思う。お金のない人は立候補できない」と話しました。参加者から「楽しかった」「またやりたい」などの声が、ツイートされています。



埼玉「不断の努力」9の日宣伝77ヵ月連続に

埼玉共同センターは2006年6月以降県内40~50ヵ所毎月「9の日宣伝」を続け、10月で77ヵ月連続となりました。行動は、県民への宣伝と同時に参加者の現場情勢学習にもなっていて、1度参加した人が自主的に参加してくるのが特徴です。憲法運動はあらゆる要求運動の基礎となるもので、参加団体の様々な声が反映され、文字どおりに共同センターとしての役割を果たしています。